申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		使用料の減免
根拠法令及び条項		新座市民会館条例第２１条 　市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
所管部課係名		教育総務部生涯学習スポーツ課生涯学習係
審査基準	関係条項	市民会館規則第１４条 　条例第２１条の規定により減額し、又は免除する使用料は、条例別表に掲げる使用料及び前条に規定する附属設備使用料（ホール使用に伴う場合に限る。）とし、減額し、又は免除する額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。 ⑴　市が主催し、又は共催する行事に使用する場合　ホール、楽屋及びリハーサル室（以下「ホール等」という。）並びに附属設備について全額 ⑵　市民まつりに使用する場合　ホール等については全額、附属設備については５割の額（その減額の額に１０円未満の端数があるときは、これを切り上げた額。以下この項において同じ。） ⑶　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する小学校又は中学校で市内に存するものが自らの行事に使用する場合　ホール等及び附属設備について５割の額 ⑷　学校教育法第１条に規定する幼稚園（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項に規定する特定教育・保育施設に該当するものを除く。）若しくは高等学校又は同項に規定する特定教育・保育施設若しくは同法第２９条第３項に規定する特定地域型保育事業所で市内に存するものが自らの行事に使用する場合ホール等及び附属設備について２割の額（その減額の額に１０円未満の端数があるときは、これを切り上げた額。第８号において同じ。） ⑸　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に規定する社会福祉法人（前号に該当するものを除く。）又は心身障がい者の構成する団体若しくは老人会等の団体で市内に存するものが自らの行事に使用する場合　ホール等及び附属設備について５割の額 ⑹　町内会が総会に使用する場合　会議室及び和室について全額 ⑺　条例第４条の規定により指定管理者が会館を自主文化事業として使用する場合　ホール等及び附属設備について全額 ⑻　前各号に掲げるもののほか、教育、文化、社会福祉等の増進に資する活動を継続していると認められる別に定める団体の使用の場合　ホール等及び附属設備について５割又は２割の額 ２　前項の規定による場合のほか、条例第２１条の規定により使用料を免除する場合は、地震、風水害等による多数の被災者の収容その他市長が公益上特に必要があると認める

審査基準	関係条項	ときとする。 3　第１項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする者は、新座市民会館利用（変更・時間延長）申請書と同時に新座市民会用料減額・免除申請書を市長に提出しなければならない。 4　前項の規定による申請を受けたときは、直ちに内容を審査し、許可すべきものと認めたときは、新座市民会館使用料減額・免除決定通知書により申請者に通知するものとする。
審査基準	基準 （未設定の場合はその理由）	1　会館の使用料を減免し、又は免除する団体等について例示すると次のとおり ⑴　規則第１４条第１項第１号及び７号に該当する団体（免除） ⑵　規則第１４条第１項第３号から第６号までに該当する団体については、新座市民会館規則事務取扱要領（平成１０年１１月１日）新座市民会館使用料金減免対象団体一覧表に定める次の団体をいう。 ア　市内小学校及び市内中学校（５割減額） イ　市内高等学校、市内幼稚園及び市内保育園（２割減額） ウ　社会福祉法人（市内に存するもの）（５割減額） エ　心身障がい者の構成する団体（市内に存するもの）（５割減額） オ　新座市老人クラブ連合会及び所属団体（５割減額） ⑶　規則第１４条第１項第８号に該当する団体とは、①営利を目的としない継続的な組織であること②広く市民を対象とした行事であること③団体の設立に沿った行事であること④入場料が無料又は低廉であることとした条件を満たすものであり、次の団体をいう。 ア　５割減額する団体 ㈠　新座市文化協会 ㈡　新座市スポーツ協会 ㈢　新座市町内会連合会 ㈣　新座市婦人会連合会 ㈤　新座市ＰＴＡ・保護者会連合会 ㈥　新座市国際交流協会 ㈦　新座市子ども会連合会 ㈧　新座ボーイスカウト・ガールスカウト中央育成会 イ　２割減額する団体 ㈠　新座市文化協会所属団体 ㈡　新座市スポーツ協会所属団体 ㈢　新座市町内会連合会所属団体 ㈣　新座市婦人会連合会所属団体 ㈤　新座市ＰＴＡ・保護者会連合会所属団体 ㈥　新座市子ども会連合会所属団体 ㈦　新座ボーイスカウト・ガールスカウト中央育成会所属団体 2　会館使用料の減額又は免除について見直す場合とは、新座市民会館規則事務取扱要領４に定めるとおり「必要に応じて」減額又は免除の該当の可否を検討し、見直しを図るものとする。

審査基準	基準（未設定の場合はその理由）	⑴　条例等において、減額、免除に係る規定の改正がなされた場合 ⑵　条例等において減額又は免除の対象となっている団体が、組織を改廃した場合 ⑶　条例等において減額又は免除の対象となっている団体が、その活動目的を変更し、会則、規約、定款等を改正した場合 ⑷　その時点では減額又は免除の対象となっていない団体が、その活動目的を変更したことにより対象となる場合 ⑸　新たに設立された団体の活動目的が減額又は免除の対象となる場合 ⑹　前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、減額又は免除対象団体について検討するものとする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成１１年７月１日設定（令和２年４月１日最終変更）
	標準処理期間（未設定の場合はその理由）	総日数　即日～８日
	設定等年月日	平成１１年７月１日設定（平成３０年４月１日最終変更）